

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		保護の開始の申請に対する処分
根拠法令及び条項		生活保護法第24条3項、同条5項
所管部課係名		総合福祉部生活支援課生活保護係
審査基準	関係条項	生活保護法第8条 新座市福祉事務所長事務委任規則第4条第1項
	基準 (未設定の場合はその理由)	保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行う。
	参考事項	
	設定等年月日	令和元年8月1日設定(令和 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	14日間。ただし、調査に時間を要する場合、その他特別な理由がある場合には、30日間まで延ばすことができる。
	設定等年月日	令和元年8月1日設定(令和 年 月 日最終変更)